

女川原発差止訴訟・原告団活動報告

女川原発差止訴訟弁護団弁護士 松 浦 健太郎

第1 原告団の活動経緯

1 脱原発ひまわりネットの活動

- (1) 脱原発ひまわりネット：仙台弁護士会の若手女性弁護士を中心とした、原発に頼らない社会の実現を活動目的とした団体
- (2) 脱原発ひまわりネットは、平成25年2月28日の第1次質問を皮切りに、宮城県等に対し、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の内容や実効性等につき、公開質問及び情報公開請求（合計13件）を行い、同計画の実効性を検証してきた。宮城県等の回答、回答の結果得られた成果は本訴訟の証拠となっている。

2 女川原発の避難計画を考える会結成

- (1) 女川原発の避難計画を考える会：宮城県及び石巻市が作成している女川原発の避難計画の実効性や問題点について検証することを目的として結成された石巻市民の団体。本訴訟原告の大半が会員。

(2) 活動内容

ア 2018年4月から活動

イ 脱原発ひまわりネットの活動を引き継ぎ、女川原発の避難計画を検証し、主に宮城県及び石巻市に対し、石巻市作成の避難計画に関する事項につき質問書提出

ウ 宮城県及び石巻市に同避難計画の実効性を検証すべく合同公開説明会の開催を要望

エ 同避難計画自体の検討、宮城県・石巻市からの回答内容の検討、宮城県・石巻市等の自治体への情報公開請求（合計79件）、各会員の避難ルートの検証等

オ イ・ウ・エ等の活動の都度、石巻市民へ広報

(3) 活動成果（避難計画の実効性検証の結果）

考える会は、上記質問書と回答のやり取り、情報公開請求により、以下の心証を得た。すなわち、避難計画は、

- ① 交通渋滞のため避難所にたどり着くことができない
- ② バスの確保と手配ができない
- ③ 複合災害で避難先自治体が受け入れを拒否した場合の県のマニュアル（ガイドライン）は非現実的であり、結果として避難者は二次避難先にたどり着けない
- ④ 市の行政機能の移転（代替施設の確保）に手がついておらず、広域避難

の司令塔が欠けている

- ⑤ 避難指示が住民に正確かつ迅速に伝達されず、UPZ内の段階的避難を実施できない
 - ⑥ 病院、高齢者施設、障がい者施設の入院患者、利用者の避難先と避難手段を確保できない
 - ⑦ 県と市の広域避難計画は避難者の視点を欠いている
 - ⑧ オフサイトセンターがいざという時その機能を発揮できない
 - ⑨ 安定ヨウ素剤の緊急配布ができない
- という問題点を中心にした机上の空論である。

3 女川原発の避難計画を考える会～仮処分申立

- (1) 2019年11月12日、女川原発の避難計画を考える会を中心とした石巻市民が、宮城県・石巻市を債務者として、女川原発2号機の運転再開への同意差し止めを求めて仮処分申立をした。
- (2) 上記2記載の避難計画の実効性検証の成果等を証拠とし、避難計画の実効性がない中で知事・市長は女川原発の再稼働に同意してはならないと主張。審理の中では、実際に避難計画に従って避難した映像を元にしたプレゼンテーション等、避難計画の実効性が欠如する点につき立証。
- (3) 一審で却下され、即時抗告。

同審理において、宮城県及び石巻市側は、中心論点である、「避難計画の実効性」については一切の認否をしないという戦術を採った。

仙台高等裁判所でも実質的な審理はなく、即時抗告が棄却。

同高裁決定の要旨としては、首長の同意は原発を再稼働させる東北電力の行為と同視できるものではない、東北電力の「事前協議」への了解や再稼働への国の方針への「理解の表明」は、再稼働の直接的な原因行為として位置付けられるものではない等というもの。一方で、同決定では、「避難計画は、現状では相当の課題が残っている」と、同避難計画の実効性に問題があることを指摘。

4 本件提訴へ

2020年11月に、宮城県知事・石巻市長が女川原発再稼働への「同意」。後は女川原発の安全対策工事を行った後に再稼働される予定。

上記高裁の棄却決定は、「石巻市民ら30km圏内の住民の生命・健康の被害の危険は、2号炉の再稼働を予定している東北電力によって生ずる」としていたこともあり、被告を東北電力とした差止訴訟を提訴せざるを得なかった。

本訴訟では、原告において、訴状提出段階で避難計画の実効性について概ねの主張立証を終え、その後の審理で主に避難退域時検査場所の問題点を中心に主張立証を補充。被告は、実効性があるという正面からの反論をせず。

以上